

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月5日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「学校指導課

指導主事室

第16条中

西京高等学校新学科企画推進室

を

塔南高等学校教育学科(仮称)開設準備室」

「学校指導課

指導主事室

小中一貫教育推進室

に改める。

西京高等学校新学科企画推進室

塔南高等学校教育学科(仮称)開設準備室」

第19条第7項中「西京高等学校新学科企画推進室」を「小中一貫教育推進室、西京高等学校新学科企画推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)